

令和4年度

宇佐市農業委員会
第2回(5月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第2回定例総会会議録

令和4年6月6日（月）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第2回（5月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番	赤坂 州男	委員	3番	西 時行	委員	4番	久保 公志郎	委員
6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員	12番	河野 一雄	委員
13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員	19番	阿部 善浩	委員

欠席委員

2番	安倍 隆司	委員	5番	永松 徳章	委員	11番	佐藤 俊徳	委員
----	-------	----	----	-------	----	-----	-------	----

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第11号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第13号	非農地証明願について
	議案	第14号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第15号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	報告	第6号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第7号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第8号	農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回5月の定例総会を開会いたします。

2番 安倍 隆司 委員、5番 永松 徳章 委員、11番 佐藤 俊徳 委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、15番 塚崎 正和 委員、17番 池田 雅彦 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第10号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、

長洲地区3件、18筆、21,564㎡、宇佐地区4件、23筆、28,422㎡、駅川地区2件、2筆、1,808㎡、四日市地区5件、17筆、14,588㎡、院内地区1件、1筆、267㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

6ページをお開きください。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

10ページをお開きください。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

11ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年6月1日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区3件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適

化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年6月2日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区2件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年5月31日午前10時より、安心院支所2階視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中8名出席のもと開催いたしました。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第11号4条許可申請は3件で、
地区毎の内訳は、駅川地区2件、2筆、1,062㎡、安心院地区1件、1筆、455㎡となっています。

12ページをお開きください。

議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

集合住宅への転用で、賃貸住宅8戸を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

店舗への転用で、人材派遣業をおこなう申請者が事務所を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

駐車場用地への転用で、隣接する安心院郵便局職員への貸駐車場を整備する計画ですが、すでに駐車場を整備しています。今回事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道

の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
　　　　駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

　　　　議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」

　　　　四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

　　　　申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

　　　　また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

　　　　議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」

　　　　安心院地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

　　　　申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

　　　　また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
　　　　発言のある方は挙手願います。

　　　　(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

なお、本議案は7番 萩原 久邦 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第25条の規定により議事参与が制限されますので、7番 萩原 久邦 委員は、退席をお願いいたします。

(7番 萩原 久邦 委員 退席)

議 長 それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第12号 5条許可申請は6件となっています。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、1,071㎡、駅川地区3件、4筆、2,488㎡、四日市地区2件、2筆、618㎡となっています。

15ページをお開きください。

議案12号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

10年間の賃貸借権の設定です

資材置場用地としての転用で、自社の資材置場を整備する計画ですが、すでに資材置場を整備して利用しています。今回事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

17ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅4棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自社の事務所駐車場6台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅3棟を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

60年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可す

ることができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」
長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」
駅川地区3件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

安部仲雄委員 はい。18ページの四日市番号2について、始末書添付と書かれているんですが、どういった始末書でしょうか。

事務局 はい。こちらは、以前から資材置場のような状態で使われていて違反転用の状態でした。今回新たに建売住宅を建てるという計画ができて、始末書をつけて許可を受けるものです。

安部仲雄委員 分かりました。

議 長 ありがとうございます。その他、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議事が終了しましたので、7番 萩原 久邦 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(7番 萩原 久邦 委員 着席)

議 長 次に議案第13号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第13号非農地証明願は、19件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、1筆、272㎡、宇佐地区3件、6筆、1,876㎡、
駅川地区5件、8筆、1,206㎡、四日市地区6件、9筆、4,101㎡、
安心院地区3件、3筆、1,082㎡、院内地区1件、13筆、
2,619㎡となっています。

19ページをお開きください。

議案第13号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

20ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和30年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

昭和30年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

22ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和45年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和48年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和48年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

平成9年9月3日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

昭和27年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

農地法施行以前の昭和20年頃から山林化しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和42年8月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和40年5月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

平成2年3月31日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

25ページをお開きください。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

平成元年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

平成20年1月30日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

26ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成3年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和30年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

平成9年頃から原野化しているため非農地証明願を行うものです。

27ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

農地法施行以前の昭和25年頃から宅地等に利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号「非農地証明願について」

長洲地区1件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号「非農地証明願について」

駅川地区5件、四日市地区6件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号「非農地証明願について」

安心院地区3件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 29ページをお開きください。
議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より

別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
30ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、31ページ以降のようになっております。続きまして、47ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、48ページ以降のようになっております。続きまして、66ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

て」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

安部仲雄委員 はい。37ページの3番、それから38ページの5番、45ページの1～3番で、全体で何kgとあるんですけども、今回の貸借の面積に対して借賃が多すぎると思うんですが。他に借りているところも合わせてということでしょうか。そうであれば表示をもっと分かりやすくした方がいいと思うんですが。

事 務 局 そうですね。議案に載っている農地以外に借人が借りている分も合わせて、全部で借賃が何kgということだと思います。書き方については、本来議案に該当する分だけを書かなければ分かりにくいと思います。

議 長 審議をする際に、審議をする範囲内での記載をお願いしたいで

すね。

事務局長 はい。すみません、今会長からもありましたように議案として審議をお願いしている以上は、議案としての内容が審議に値しないということになるのは議案としてよくないというのが、事務局としての反省点です。これにつきましては今回ご指摘をいただきまして、議案として審議すべき内容で、議案を整えるということは当然のことです。今後内容を精査させていただきたいと思いません。

議長 はい。よろしいでしょうか。他に発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 78ページをお開きください。
議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
79ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、80ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

久保田昭廣委員 はい。賃借権の期間の下に金額が書いているんですが、金額がそれぞれ違いますよね。貸借の面積によって違うと思うんですが、金額を書いていないところもあるんですよね。これは、4月になって事務局の担当が変わったからこういう表示に変わったんでしょうか。3月まではこういう表示を入れてなかったと思うん

ですが、どうでしょうか。

事務局長 大変申し訳ありません。議案として提出させていただきましたが、確認ができておりません。今回この場で確認ができないものですから、お答えできず申し訳ありません。ご指摘につきまして、確認をして返答いたします。

久保田昭廣委員 事務局が我々農業委員に提出する前に、事務局長も資料を確認していただくようお願いいたします。

西時行委員 項目に「権利区分 期間 借賃（10a）」とあるので、ここに書いている以上は書かなければならないと思います。書いていない分がおかしいのでは。

事務局長 分かりました。この点につきましては、確認して返答させていただくということで、みなさんが分かりやすい議案を作るのは当然のことで、様式の整った形で今後しっかり準備をしていきますので了承していただければと思います。

議長 はい。以上でよろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり承認しました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第6号から8号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

99ページをお開き下さい。

報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は100ページからの9件がございました。

地区別の内訳は、長洲地区1件、18筆、18,692㎡、四日市地

区4件、16筆、11,619㎡、安心院地区4件、31筆、20,760㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

107ページをお開き下さい。

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は108ページからの17件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区4件、7筆、16,083㎡、宇佐地区3件、12筆、18,067㎡、駅川地区2件、2筆、3,143㎡、四日市地区6件、29筆、43,683㎡、安心院地区2件、6筆、8,777㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

117ページをお開きください。

報告第8号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和4年6月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は118ページの四日市地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第6号から8号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

永岡卓巳委員 少し遡るんですけども、79ページの集計表の安心院地区の面積なんですけど、合計が合わないようですが、賃借だけの面積でしょうか。

事務局 そうですね。安心院地区は、すべて賃借権で29,423㎡ですので、使用賃借は0です。申し訳ありません。

永岡卓巳委員 はい、分かりました。

議 長 はい、他にありませんか。それでは、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。

それでは、私の方から。それぞれ地区審議会で説明を受けたと思いますが、農地利用最適化交付金の変更ということで書類をもらったと思います。この中で、令和4年度以降、月に1回も活動していない委員がいる場合は該当農業委員会の交付金が0になるということで、その辺りはみなさん協力し合って、活動記録簿をしっかりと提出しなければならないということです。交付金を確保していくためにはどうしたらいいかということなんですが、みなさん説明を受けて、内容が分かって、活動記録簿を簡単に出せるような状態になりましたか。

令和3年度の交付額は、334万7千円ということで、4月に支給されて1人平均6万5千円くらいもらっているようです。

要は、とにかく活動記録簿を出さなければならないということなので、苦手な方も多いと思うんですが。

西時行委員 どういうことを書いていいか分からない人も多いと思うので、できれば事務局で、項目ごとに例を書いていただければ、参考にしてこういう風に話をすればいいのか、活動すればいいのか、と分かると思うんですけども。私も含めて、どういった内容が活動として書けるものなのか判断ができませんので、みなさんに例を配ってもらおうと、書きやすいと思います。

久保田昭廣委員 地区審でも説明を受けたんですが、一人で活動するのもなかなか難しいので、毎月、日を決めて、地域ごとに農業委員と推進委員と一緒に地区を回って活動するなどしてはどうでしょうか。

議長 その辺りは、地区審の方が話しやすいと思いますので、7月になると農繁期も過ぎますので、地区審の会長さん、話をしてもらえますか。活動記録簿に書かれた活動の内容で支給額が決まるということなので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月6月の令和4年度第3回定例総会は、7月5日火曜日、午前9時30分から本庁1階多目的ホールで行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、
宇佐市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年6月6日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 塚崎 正和 ⑩

署名委員 池田 雅彦 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。